

(新)交通計画の基本的な考え方

(新)交通計画は、基本的に現在の交通計画を踏襲し、改善・進化させる。

「“ぎゅっと”カーよしだ」の導入による移動環境の変化、社会環境の変化等を踏まえ、2027(令和9)年度からの5カ年で企画・実施する内容とする。

<凡例> 青字：(新)交通計画で新たに言及する内容

(現)交通計画の内容		
はじめに 計画策定にあたって	<言及ポイント> - バス路線の運行維持のための支援の必要性 - 自家用車依存によるデメリット 「吉田町地域公共交通協議会」の設置とまちづくりと連携した面的な交通ネットワークの構築	
第1章 町内公共交通に関する状況	(1) 町内の公共交通	
	(2) 路線バスのカバー状況	
	(3) 路線バス利用者の推移	
	(4) 地域間幹線系統への補助金額の推移	
	(5) 公共交通に関する町民ニーズ把握	
	(6) “ぎゅっと”カーよしだ導入後のカバー状況	
	(7) “ぎゅっと”カーよしだの登録者数・利用者数の推移	
第2章 計画の基本的な考え方	本計画の位置づけ	各種計画との位置づけの整理から導き出された課題 - 既存バス路線の維持・充実 - 利便性向上に資する施設整備 - バス・タクシーでカバーできない需要への対応(高齢者・児童生徒等) - 公共施設への移動手段確保 - 関係市町との連携
		だれもが気兼ねなく「おでかけ」できる町を目指して
	基本方針	方針1:今ある公共交通を利用していただけるよう工夫します。 方針2:交通拠点を整備します。 方針3:町内移動を気兼ねなく行える手段を新設します
	計画の区域	吉田町内全域
	計画の期間	令和4(2022)年度～令和8(2026)年度
	公共交通の分類とサービス確保の考え方	
	数値目標	
第3章 具体の施策	【基本方針1】今ある交通を利用していただけよう工夫します - 既存バス路線の維持 - バス路線の見直し - 通学割引制度の導入 - 公共交通案内リーフレットの作成・配布 - 高校通学における公共交通利用案内の実施	
	【基本方針2】交通拠点を整備します - 交通拠点の整備 - 公共交通待合環境の整備	
	【基本方針3】町内移動を気兼ねなく行える手段を新設します - バス路線の見直し(再掲) - オンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」の運行 - オンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」のスマートフォン予約の促進、小中高生割引の設定 - 高齢者・障害のある人に向けた移動支援の継続と充実 - 運転免許返納者・返納予定者に向けた公共交通利用の周知	



(新)交通計画(案)		
はじめに 計画策定にあたって	<言及ポイント> 「“ぎゅっと”カーよしだ(以下、“ぎゅっと”カー)」の導入による町内の移動環境の変化を踏まえ、これまでにカバーできていない「おでかけ」をカバーする。 - まちづくり、介護予防(福祉)、子育て支援(教育)等と連携した交通政策の必要性 - バス路線と“ぎゅっと”カーの運行維持や連携強化、そのための支援の必要性	
第1章 町内公共交通に関する状況	町内の公共交通の整理	
	「交通空白」の状況を軸に現状分析 地理的空白、時間的空白。事業対象者※や子ども・高校生の通学など、交通弱者における空白 - 路線バス、“ぎゅっと”カーの地理的カバー状況 - 路線バス、高速バス、“ぎゅっと”カー利用者の推移 - 地域間幹線系統への補助金額の推移 - 公共交通に関する町民ニーズ把握	
第2章 計画の基本的な考え方	本計画の位置づけ	各種計画との位置づけの整理から導き出された課題 - 既存バス路線の維持・充実 - 利便性向上に資する施設整備 - 福祉・教育との協業または住み分けによるきめ細やかで合理的な交通ネットワークの構築 - 関係市町との連携
	基本方針	だれもが気兼ねなく「おでかけ」できる町を目指して 方針1:今ある公共交通の利便性向上により、これまでにカバーできていない「おでかけ」をカバーします。 - 高齢者(特に事業対象者)・子どもがもっとお出かけしやすくなるよう知恵を出し合います。 - 町外との移動がしやすくなるよう工夫します。 方針2:交通拠点を整備します。 方針3:公共交通が身近になるよう啓蒙活動を促進します。
	計画の区域	吉田町内全域
	計画の期間	令和9(2027)年度～令和13(2031)年度
	公共交通の分類とサービス確保の考え方	
	数値目標	
	【基本方針1】今ある公共交通の利便性向上により、これまでにカバーできていない「おでかけ」をカバーします。 - 高齢者や子供が使いやすいよう、さまざまな関係者との共創により“ぎゅっと”カーよしだを改善・改良していきます。 - 既存バス路線の維持を継続する共に、“ぎゅっと”カーよしだも含め、利用実態・利用ニーズを踏まえ運行の効率性や拠点整備等のまちづくりと連携したバス路線の見直しを検討するなど、公共交通での町内外の移動がしやすくなるよう工夫します。 - デジタルの活用も視野に入れ、周辺市町村、交通事業者との連携強化に取り組みます。	
第3章 具体の施策	【基本方針2】交通拠点を整備します。 - 将来的な吉田インターのバスターミナル整備を前提とした交通拠点の機能強化をしていきます。 - 公共施設や商業施設との連携による小さな拠点(待合環境)も整備していきます。	
	【基本方針3】公共交通が身近になるよう啓蒙活動を促進します。 周知活動を十分行うことにより、幅広い世代への認知拡大と使い方の理解促進に取り組み、公共交通が親しみのある身近な移動手段となることをめざします。	

※事業対象者とは、要介護認定を受けていないが、市町村の実施する基本チェックリストに回答し、心身の機能が低下しており、サポートが必要と判定された者